

厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件 新旧対照条文

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第百九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第1</p> <p>1 次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。）</p> <p>(1) ～ (39) (略)</p> <p>(40) (略)</p> <p><u>(41) エボロクマブ（遺伝子組換え）</u></p> <p><u>(42) (略)</u></p> <p><u>(43) ～ (223) (略)</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 次に掲げる成分を含有する医療機器（検査のための採血に用いる医療機器並びに当該成分及び当該成分中の感染性因子が直接身体に接触しない医療機器を除く。）</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p>	<p>別表第1</p> <p>1 次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。）</p> <p>(1) ～ (39) (略)</p> <p>(40) エポエチンベータペゴル（遺伝子組換え）</p> <p>(新設)</p> <p><u>(41) エロスルファーゼ アルファ（遺伝子組換え）</u></p> <p><u>(42) ～ (222) (略)</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 次に掲げる成分を含有する医療機器（検査のための採血に用いる医療機器を除く。）</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p>